

丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成27年6月11日

丸亀市監査委員 三 谷 英 昭
同 三 宅 真 弓

- 1 措置を講じた部局
丸亀市長
丸亀市教育委員会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成26年8月19日から平成27年2月20日まで
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成27年3月23日
- 4 措置通知年月日
平成27年5月25日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
別紙のとおり

平成 26 年度監査の結果に関する
報告に基づき丸亀市長等が講じ
た措置の通知内容

平成 27 年 6 月

丸 亀 市 監 査 委 員

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

監査結果指摘事項

各課共通	総務部（行政管理課、財務課）	1
個 別	教育委員会（学校教育課、学校給食センター）	2
	生活環境部（クリーン課）	
個 別	消防本部（総務課）	3
	議会事務局	
	産業文化部（文化観光課）	
個 別	産業文化部（農林水産課）	4
	競艇事業局（経営課）	
個 別	競艇事業局（営業課）	5
	こども未来部（子育て支援課）	
個 別	こども未来部（幼保運営課）	6
	健康福祉部（福祉課）	
	建設水道部（上水道課）	

監査結果意見

学校共通	教育委員会（総務課）	7
個 別	建設水道部（都市計画課）	7
	健康福祉部（福祉課）	
	総務部（行政管理課）	
個 別	総務部（財務課）	8
個 別	総務部（公共施設管理課）	9
個 別	市長公室（職員課）	9～10

平成26年度監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 指摘事項

総務部 行政管理課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	地方自治法施行令第163条による前金払とは、金額の確定した債務について相手方の履行前に支出するもので、支出の原則の例外である。その適用は、厳格に適用するよう周知すること。	前金払をしようとする場合は、その経費の内容を十分確認するとともに、その根拠となるものを施行決定、契約書その他必要と思われる書面に記載するよう、庁内メール等で周知した。

総務部 財務課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	工事請負契約において、随意契約を目的とした分割発注と言わざるを得ない事例が数件見られたので、丸亀市契約規則及び丸亀市建設工事請負契約約款に従って適正に執行すること。	工事発注する際には、随意契約を目的とする分割発注など不適切な発注は厳に慎み、丸亀市契約規則及び丸亀市建設工事請負契約約款に従って適正に執行するよう平成27年4月28日付にてあらためて全庁に注意喚起文書を送付した。
指摘	各課 共通	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により締結された随意契約は、丸亀市契約規則第27条第2項により、随意契約結果書により公表することとなっているが、多数の課で公表できていない事案が見受けられた。各課への周知や何らかのチェック機能の強化等対策を取り、丸亀市契約規則に従って執行すること。	随意契約の結果公表については、あらためてその取扱いを徹底するため、随意契約の結果を公表すべき契約案件及び結果公表にあたっての財務課への報告についての周知文書を平成27年4月10日付及び平成27年4月27日付にて全庁に送付した。また、今後は財務課への結果報告の期限である毎月10日頃に報告漏れがないか注意喚起する文書を送付する予定である。

教育委員会 学校教育課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	第 52 回四国中学校総合体育大会参加補助金で、当初申請に基づく金額では不足するため補助金額を増額しているが、その際申請者からの増額申請ではなく実績報告書に基づいて補助金等交付確定を行っている。丸亀市補助金等交付規則第 10 条第 1 項第 1 号では、補助事業等の内容の変更があるときは、補助事業等変更申請書により市長の承認を受けることとなっているので、これらの規則に従って執行すること。	今後、補助事業等の内容に変更があったときは、軽微な変更を除き、丸亀市補助金等交付規則第 10 条第 1 項第 1 号に従い、補助事業等変更申請書を提出してもらうことで補助金額を決定させ、交付することとする。

教育委員会 学校給食センター

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	グリストラップ及び厨房排水除害施設・排水処理施設に関する汚泥収集、運搬及び処理業務委託で、2 回目の入札の際に入札者以外の入札書が提出されていなかった。辞退であれば入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出させること。	ご指摘箇所については、真摯に受け止め、今後の入札においてこのようなことがないように、丸亀市入札心得に沿い、適正に執行いたします。

生活環境部 クリーン課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	クリーン課内に、丸亀市資源リサイクル事業推進協議会の事務スペースを貸与しているのであれば、当該協議会へ行政財産目的外使用許可の申請をするよう指導すること。	クリーン課内に、丸亀市資源リサイクル事業推進協議会の事務スペースを貸与しているので、平成 27 年 4 月 1 日より、行政財産目的外使用許可の申請をするよう指導し、既に申請がなされている。

消防本部 総務課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	特定建築物環境衛生管理業務委託契約の入札に当たり設計書を作成し設計金額を算定しているが、入札書の予定価格表の設計金額欄に転記する際に千円或いは百円単位に丸めた金額としている。設計金額は設計書の金額をそのまま転記すること。	設計金額は設計書の金額をそのまま転記することとする。

議会事務局

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市議会本会議テレビ放映、録画及びインターネット映像配信業務委託契約の第16条のかし担保条項で、「引渡しの日から起算して1年（故意又は重大なる過失により生じた場合は1年とする。）」と故意又は重大なる過失も同じ年数になっている。他の委託契約においても同様の指摘事項があるので、契約書類等の作成には十分留意すること。	平成27年度契約より「引渡しの日から起算して1年（故意又は重大なる過失により生じた場合は3年とする。）」に変更しました。

産業文化部 文化観光課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	観光ガイドマップ等作成業務委託契約において、ガイドブックの著作権の所有権についての記載がされていない。そこで、著作権の所有が丸亀市になるよう丸亀市観光協会と協議すること。	制作会社と協議の結果、著作権は丸亀市の所有であることを確認した。
指摘	個別	第65回お城まつりにかかる仮設テント等設営撤去業務委託契約書で、条文の一部を削除することとしているが捨印・訂正印等の押印が無い。契約書類等の作成には十分留意すること。	今後、十分注意します。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	かんがい排水路土砂運搬委託（旧丸亀東地区）の入札で、委任状が提出されているが、入札書には代理人氏名が記載されていない。入札執行の際には、丸亀市契約規則及び入札心得に従って執行すること。	入札時におけるチェック体制を強化すると共に、指名業者に指導を行うことで、今後不備がないよう取り組みます。
指摘	個別	丸亀港清掃業務委託は請書で契約しているが、仕様書が一体で綴じられていない。青ノ山頂上便所・駐車場清掃業務委託他も、昨年度同様の不備があったことから、契約書類等の作成には十分留意すること。	丸亀港清掃業務委託の契約について、今後は仕様書を一体として綴じます。 また、青ノ山頂上便所・駐車場清掃業務委託他における契約書類等の作成についても、今後不備のないよう十分留意いたします。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	海上作業船を購入しているが、その作業船を有形固定資産の船舶「地方公営企業法施行規則第5条第2項ホ」に区分しなければならないが、丸亀市モーターボート競走事業会計規程第66条固定資産の範囲中に船舶が規定されていないので、速やかに規程を改正すること。	丸亀市モーターボート競走事業会計規程を改正いたしました。
指摘	個別	机及び椅子の購入にともなう入札を2件行っているが、設計金額の積算方法がそれぞれ異なっている。予定価格設定の根拠となることから設計金額の積算方法は統一すること。	次回からは、積算方法を統一するよういたします。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	SG第19回オーシャンカップイベントステージ装飾業務委託契約書で、第9条第2号は「(支払い方法が、) 下記に定める方法による」となっているが、下記が無いため不要。また、同契約第16条第1項でかし担保の期間が記載されていなかった。また、完了報告書・検査調書がない。その他の委託でも多数あることから、契約書類の作成には十分留意すること。	今後契約内容を十分精査し契約書を作成します。
指摘	個別	YouTube(動画配信サイト)CM放送業務(MarugameGroove)業務委託契約で、契約書内に前払いの規定は無いが前払いをしている。必要であれば契約書に記載すること。	今後契約内容を十分精査し契約書を作成します。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	児童扶養手当業務システム機器及び基本ソフトウェア保守業務委託契約中、契約条項第4条で契約期間の自動延長の規定があるが、契約期間満了後は新たな契約を締結すること。	契約書には自動延長とあるが、実際は毎年契約内容を見直し契約を新たに交わしている。 以後、自動延長の規定は除いてもらうようにする。
指摘	個別	平成26年度地域組織活動育成事業補助金(母親クラブ)のうち、城南母親クラブの収支予算書では、市補助金50,000円に対して213,755円の前年度繰越金があり、前年度繰越金は平成25年度の128,064円に比べて85,691円増えていることから、補助金が本来の目的に沿ったものであるかどうか内容を確認すること。	前年度の繰越額が補助金額を上回っていることについては、児童図書等の物品購入、記念品購入費用として残しているとの報告を受けた。よって、平成25年度実績報告が提出された際に平成26年度は多額の繰越額を控えるようにと指導した。また、平成27年度は事業内容等を精査し、適正であれば補助金を交付することとしている。ただし平成28年度からは自主事業となることの申し入れを行っており、補助金の交付は平成27年度をもって「廃止」の方向とする。

こども未来部 幼保運営課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	平成 26 年度丸亀市保育所保護者会連合会研修事業補助で、収支予算書では市からの補助金 68,000 円に対して前年度繰越金が 121,268 円となっており、市補助金額より前年度繰越金の方が多くなっている。補助金が本来の目的に沿ったものであるかどうか内容を確認すること。	本補助金は、公立・私立保育所保護者会が相互の連携を密に図り、幼児の福祉増進に努めることを目的に、特に保護者会連合会事業のうち研修事業の充実を図るため補助するものです。毎年度、補助金額 68,000 円以上の研修を実施しており、本補助金の使用目的に沿ったものとなっていると考えます。

健康福祉部 福祉課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	民生委員児童委員協議会連合会研修事業として補助金 80 万円を交付しているが、この研修旅行に連合会から市職員の派遣依頼があり研修に同行している。旅費の経費を協議会が全額負担しているが、その財源は市からの補助金であり、補助金の交付目的は民生委員の研修事業の経費であるので、市職員の経費については、市の負担として研修に参加すること。	研修に同行する場合、市職員の経費については市の負担として参加します。

建設水道部 上水道課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀浄水場において実施した備品現地監査で、固定資産台帳に登録はされているが、耐震補強工事や設備の更新とともに廃棄処分している装置や設備については、固定資産台帳から削除すること。また、資産管理に関しては遺漏のないよう十分留意すること。	固定資産の状況を確認し、既に廃棄処分している固定資産を台帳から削除しました。 今後、資産管理については遺漏のないよう適正に処理いたします。

2. 意見

教育委員会 総務課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	学校 共通	現金や通帳等の管理方法について、学校ごとにばらつきが見られることから、より適正な方法により、現金や通帳等の適正な管理と、私的流用、支出誤り等のリスクの軽減を図っていただきたい。	学校諸費の取扱いについては、管理職等の責任ある者が管理したり、金庫や鍵のかかる場所に保管したり、複数の者でチェックする体制を確立するなどしており、更に、適正に管理するように、教育委員会からも定期的に校長会等で周知、確認を行う。

建設水道部 都市計画課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	中心市街地の活性化をするためには、商店街との協力が必要であり、単発の外部主催のイベントの開催だけでは継続性は生まれにくい。どんな街にしたいのか、ビジョンを立てた上で、ハード面・ソフト面への投資・活用を、関係各課・団体等と協力して進めていただきたい。	中心市街地に関する計画としては、都市計画マスタープラン、丸亀市景観計画を作成し、公表している。現在も地元の代表を交えてワークショップを行い、意見を集約しながら事業の実施に取り組んでいるが、今後についても、今以上に地元及び関係各課と協議やワークショップなどを行いながら実施計画の作成や事業の実施を進めたい。

健康福祉部 福祉課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	生活困窮者自立促進支援モデル事業の学習支援事業や家計相談支援モデル事業は、自立相談支援モデル事業との内容や役割について再考し、それぞれの事業内容に応じた委託契約としていただきたい。	平成 27 年度の生活困窮者自立相談支援事業と家計相談支援事業（学習支援事業は他団体へ委託）の業務委託契約（市と丸亀市社会福祉協議会）について、それぞれの事業内容に応じて区別した見積書及び仕様書を作成し契約した。

総務部 行政管理課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	財務会計事務等の手引きは、長期継続契約や単価契約に関する事務手続の記載がないこと、さらに、平成 19 年 4 月に改定された後の総務担当者会の通知事項等が記載されてないことから、利用しにくくなっているため早急に改正していただきたい。	財務会計事務等の手引きは、前回の発行から約 8 年が経過し、現状に合わない部分が生じているため、取り急ぎ現在の状況に合うよう文言・数値等の修正を行い、本年 5 月に改訂版を発行した。また、長期継続契約や単価契約に関する事務手続その他の内容の充実については、総務課長会議で協議し、再度改訂版を発行する予定である。

区分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見 個別	<p>市では様々な業務委託契約が存在するが、その一例として機械警備委託契約については、ほとんどの契約期間が1年間で、全ての契約方法が1者による特命随意契約である。その随意契約の理由が、競争性のある契約方法に変更すれば配線、器具の撤去・再設置が必要であり経済的にも不経済であり、継続的な警備に支障をきたすとしている。しかしながら、地方公共団体の契約は、法の規定により一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、限られた条件のもとで行うことが認められている特別な契約制度である。</p> <p>したがって、長期にわたり同じ理由による特命随意契約を続けることは適当といえないので、法令等を踏まえ競争性のある契約方法に変更できないか検討されたい。</p> <p>ここ数年の定期監査において、契約事務の適正化について重点的に監査を行っているが、毎年多くの指摘事項があげられる。このことから、改めて契約制度の周知徹底を図るために、研修会の開催や随意契約の手引の作成も検討されたい。</p>	<p>契約制度については、平成27年度に「財務会計事務等の手引き」の中で契約事務に関する記載内容を見直し、随意契約に関する記載も充実することで制度の周知徹底を図りたい。</p> <p>また、長期にわたり同じ理由による特命随意契約に関しては、財務課に合議が回ってくる随意契約案件について、競争入札による契約の原則の例外である随意契約の手法による契約とすることが客観的に説明できる理由が明確に記載されているか随意契約理由をチェックし、必要な場合には担当課と競争入札への移行も含めて協議することで、適正な契約手法の採用に努めてまいりたい。</p>
意見 個別	<p>施設等の管理業務に関して、長期継続契約を導入することにより、経費の削減が図れた事例が多く報告されているが、本市においては、長期継続契約の導入が進んでいるとはいえない。</p> <p>そこで、次のことについて検討されたい。</p> <p>1 全庁的に長期継続契約制度の周知徹底を図り、さらなる長期継続契約を導入できるかの調査研究について。</p> <p>2 業務委託契約の契約期間は、原則として3年までと「丸亀市長期継続契約を締結することができる契約の締結に係る取扱要綱」に規定しているが、業務の種類によっては、初期投資が必要な業務もあることから、契約期間の見直しをすることについて。</p>	<p>1 平成27年度に「財務会計事務等の手引き」の中の契約に関する記載を見直し、長期継続契約に関する事項を追加することで制度の周知徹底を図りたい。また、その周知を図る中で、施設等の管理業務に対する長期継続契約の活用を促していきたい。</p> <p>2 「丸亀市長期継続契約を締結することができる契約の締結に係る取扱要綱」に規定している業務委託契約の契約期間については、他市の事例も調査研究し、契約期間の見直しについて検討してまいりたい。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>行政財産の目的外使用は、平成 18 年度の地方自治法の改正前までは、行政財産目的外使用許可を得なければ使用することができなかったが、公共財産の有効利用の観点から法が改正され、新たに行政財産を貸付けることができるようになった。</p> <p>そこで、自動販売機設置は、協定書により毎年行政財産目的外使用許可をするように規定しているが、設置者にとって安定的で長期的な設置許可が保証されているのではない。次回から、自動販売機設置事業者募集要項に設置期間を明示し契約期間を保証すれば、市にとって有利な契約を結ぶことが出来る可能性があるので、長期的な貸付契約を検討していただきたい。</p>	<p>適正な措置を検討の上、対処したい。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	<p>職員が他の団体等の事務や役員に就任する場合に、事務分掌で規定されていない団体の事務をしている場合や、団体の会則等に規定されていない場合でも事務を行っている状況が見受けられた。補助金等を支出している団体の事務を職員が行っている各課に対して調査し、本来業務であるかの検討、事務分掌の記載の有無、または職務に専念する義務の免除申請の有無について、一元的に管理していただきたい。</p>	<p>他の団体等の事務の取扱いについては、各所属長の判断に委ねているが、事務分掌や団体の運営規則等の実態把握に努め、本来業務の検討を行った上で、必要な措置を講じたい。</p>

意見	個別	<p>職員等の通勤手当や住居手当の現況確認を提出させているが、扶養手当の現況確認は2年に1回ということだが、毎年確認する必要は無いか検討されたい。また、該当要件についての周知もわかりやすく行っていただきたい。</p>	<p>扶養手当を受給している職員は、組合員証の被扶養者認定を受けていることも多いことから、香川縣市町村共済組合の被扶養者検認時期にあわせて扶養手当の現況確認を実施している。またその他手当については、平成26年度から現況確認を行っている。</p> <p>扶養手当の現況確認は煩雑かつ時間を要すること、また扶養認定取消となった場合でも、過払手当の返還請求権の消滅時効は5年であるため、隔年の現況確認実施であれば、過払手当の返還が可能であるため、今後も香川縣市町村共済組合の被扶養者検認時期にあわせて隔年で実施したい。</p> <p>該当要件の周知については、庁内LAN掲示板で周知をしているが、本人からの申請時に再度確認し、該当要件の周知徹底を行いたい。</p>
----	----	--	---